

第9章 普及・啓発活動

1. 啓発・広報

- (1) 大分エコライフプラザにおける普及・啓発
- (2) 3きり運動推進事業
- (3) 小冊子・副読本の制作・配布
- (4) 大分市ごみ減量・リサイクル推進優秀団体表彰式
- (5) 「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」等による各種説明会の開催
- (6) ごみについての「体験環境学習」の開催
- (7) 各種広報媒体の貸出し
- (8) その他の活動

2. クリーン推進員

3. まちの美化対策

- (1) クリーンステーション運動の推進
- (2) 郵便局による不法投棄の情報提供
- (3) 「ごみの不法投棄防止強化月間」行事
- (4) きれいにしょうえおおいた推進事業
- (5) 大分市ごみ拾いパートナー登録制度
- (6) ポイ捨て等の防止に関する条例にかかる事業

第9章 普及・啓発活動

大分市では、一人でも多くの方が「ごみ減量・リサイクル」に関心を持てるよう、啓発や広報活動を通じてごみに対する意識の向上を図るとともに、ごみのない「日本一きれいなまち」を目指し、美化意識の高揚と美化活動の推進を図るため、各種の施策を積極的に推進している。

1. 啓発・広報

(1) 大分エコライフプラザにおける普及・啓発

大分エコライフプラザは、大分市大字福宗のリサイクルプラザに併設されたごみ減量・リサイクルに関する啓発施設で、館内には学習・展示コーナーや、家具・自転車の再生工房などを設置している。

大分市民及び由布市民を対象にした古布のリメイクなどのリサイクル体験教室の開催のほか、毎月第1日曜日は再生家具・自転車の抽選会やフリーマーケット、子どもを対象にしたリユースイベントであるおもちゃ交換会「かえっこバザール」を開催している。（フリーマーケットは、8月～9月は夏季休業、1月～2月は冬季休業）

平成 27 年度からは幼児向け環境教育として幼稚園や保育園等でごみ減量紙芝居を開催するとともに、平成 30 年度からは、従来の古着に加え、おもちゃと絵本のリユースコーナーを設置し、リユースの取組の広まりを図っている。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、イベント等の一部を中止・縮小している。



フリーマーケット



ごみ減量紙芝居



かえっこバザール

(2) 3きり運動推進事業

平成 28 年度から、食材を上手に使いきる「使いきり」、おいしく残さず食べる「食べきり」、生ごみをしっかりしぼる「水きり」を「3きり運動」として、テレビやラジオ、広報誌等を用いて、市民への周知・啓発を行っている。

また、「食べきり」の一環として、宴会等での食べ残しを減らすため、はじめの 30 分と終わりの 10 分は席について食事を楽しむ「食べきり！おおいた 3010 運動」や、お店での食品廃棄を減らすため、購入してすぐに食べる場合は手前から取る「てまえどり運動」を広報誌や情報誌のほか、街頭啓発や飲食店でのポスター掲示等を通じて市民・事業者に向け、呼びかけている。

さらに、10 月の「食品ロス削減月間」には、街頭啓発活動を実施し、市民に対して食品ロスの削減を呼びかけている。



(3きり運動)



(食べきり！おおいた 3010 運動)



(食品ロス削減)

(3) 小冊子・副読本の制作・配布

○社会科環境教育副読本

・「わたしたちと環境」

ごみの流れについての理解を深めるとともに、ごみを減らす工夫を学ぶことを通して私たちの環境とくらしについて考えるため、小学校 4～6 年生を対象に社会科等の副読本として活用している。

※市内小学校に一部ずつ配布するほか、市のホームページ上で公開している。

○小学生向け学習ノート

・学習ノート「私たちのくらしとごみ」

小学生を対象に実施するごみについての体験学習において「ごみの減量・リサイクル」や「ごみの分別・出し方」等を学ぶため学習ノートを活用している。※体験学習の資料として配布するほか、市のホームページ上にて公開している。



○市民啓発用冊子

- ・「家庭ごみ分別事典」

ごみの分別方法やリサイクル対象品の処理方法、品名ごとの排出方法等を掲載した「家庭ごみ分別事典」を、平成 26 年に全世帯に配布した。令和 2 年には、表紙デザインを一新し、ごみ減量の啓発ページ等を追加した「家庭ごみ分別事典(資源物とごみの分け方・出し方)」を全世帯に配布した。また、転入者や必要な方へ配布出来るように、各支所等に置いている。



○事業所向け

- ・「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」(平成 28 年度改訂)

事業系廃棄物の処理責任や処理方法、減量化や再資源化に関すること等を紹介した手引きを作成した。冊子の作成は行わず、PDF 形式にてホームページに掲載した。

(4)大分市ごみ減量・リサイクル推進優秀団体表彰式

市民のごみに対する意識の高揚や、地域の環境美化の推進を図るため、廃棄物の減量・リサイクルや適正処理、地域の環境美化等に積極的に取り組んでいる事業所や地域団体を表彰し、市報やホームページで取り組みを紹介している。



【ごみ減量推進事業所】

ごみ減量推進事業所として指定されている事業所の中でも特に事業系廃棄物の減量や適正処理に積極的に取り組み、貢献している事業所を表彰している。

- ・令和5年度表彰事業所数 3事業所

【エコショップ認定事業所】

ごみ減量やリサイクル、環境保全等に積極的に取り組んでおり、エコショップとして認定されている小売店舗等の事業所のなかでも特に顕著な活動を実施している事業所を表彰している。

- ・令和5年度表彰事業所数 2事業所

【有価物集団回収団体】

集団回収運動におけるごみ減量・リサイクル推進への取組に加え、活動を通しての地域コミュニティの活性化に取り組んでいる団体の中でも特に優れた成果を収めている団体を表彰している。

- ・令和5年度表彰団体数 4団体

【きれいにしょうえおいた推進団体】

ボランティアのごみ拾いや、ポイ捨て・不法投棄等防止パトロールの活動を通じて地域の環境美化の推進に取り組んでいる団体の中でも特に優れた成果を収めている団体を表彰している。

・令和5年度表彰団体数 3団体

(5)「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」等による各種説明会の開催

多くの方に、ごみ減量やリサイクルについて関心を持っていただき、日々の生活の中で実践していただくことにより、循環型社会の形成を図ることを目的とし、「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」等を開催している。

また、住民(団体単位)からの要望に応じて、ごみに関する各種説明会に講師として職員を派遣している。



(6)ごみについての「体験環境学習」の開催

小学生を対象に小学校及び公民館等で「ごみの減量・リサイクル」や「ごみの分別・出し方」等について、暮らしの中で応用ができるような学習を目的に開催している。また、ごみ収集車を使用したごみの積み込み体験など、体験型の学習を行っている。

令和3年度より、未就学児を対象とした絵本・紙芝居(ぼくたちわたしたち生まれ変わりがかったなあ!)を発行し、幼稚園児に対して紙芝居を行った。



(7)各種広報媒体の貸出し

ごみについての認識を深めてもらうため、啓発用 DVD を始め、パネルやリサイクル見本を、「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」や各種会議の際に活用するとともに貸出しも行っている。

○啓発用 DVD

・4R推進、生ごみ削減啓発DVD(令和元年度)

家庭ごみ分別方法やリサイクルについてドラマ形式で分かりやすく解説

○啓発パネル (3きり運動・食品ロス削減・コンポストの使用方法等)



○リサイクル見本 (ペットボトル再生品やリサイクル原料等)

(8)その他の活動

清掃事業について市民や事業者理解と協力を得るため、市報や市のホームページ、新聞、ラジオ、テレビ等を随時活用するとともに、時宜に応じたチラシ、パンフレット、ポスター、立て看板を作成し、積極的に広報・啓発活動に取り組んでいる。

○イベント時の啓発

環境展等において、ごみ減量・リサイクル推進についてのブースを設け、各種事業の紹介などを行っている。

(主なイベント) ・おおいた人とみどりふれあいいち(3月～5月)

・大分市環境展(6月)

・大分市ホームタウン DAY(8月)

・食品ロス削減月間の街頭啓発(10月)

・おおいた食と暮らしの祭典(10月)



○リサイクルおおいた

ごみの分別方法や、排出量等の情報を市民に提供し、ごみに対して関心を持ってもらうことにより、ごみ減量・リサイクルを推進することを目的とし各世帯に配布している。

令和5年度は年間4回(4月、8月、10月、2月)市報内の特設ページに掲載している。

4月1日号



8月1日号



10月1日号



2月1日号



○生ごみ減量事業啓発パンフレット

市民に、市が行っている「生ごみ処理機器購入補助事業」や「段ボールコンポスト普及啓発 事業」等の生ごみ減量施策を積極的に活用していただくことを目的に、各事業の詳細をパンフレットとして作成し周知を図っている。

生ごみ減量施策

「生ごみ処理機器購入補助事業」

「生ごみ処理容器貸与事業」(コンポスト・ボカシ)

「段ボールコンポスト普及啓発事業」

「生ごみのひと絞り運動」



○事業所から出るごみの減量と分別のポイント

事業所から出るごみの減量と分別のポイントについて分かりやすくまとめ、一般廃棄物収集運搬業許可業者や事業者等に配布し、市のホームページへ掲載することで、事業所から排出されるごみの適正処理への協力を図っている。



2. クリーン推進員

市民の清掃思想の普及高揚と清掃事業の円滑な運営を図るため、昭和 55 年 9 月に「大分市クリーン相談員」制度を発足させ、人口の増加や清掃行政の変革にあわせて増員を図ってきた。

平成 12 年度から、制度を更に拡充するため、各自治会に 1 名を配置し、名称を「大分市クリーン推進員」制度に変更し、平成 20 年度からは、世帯数 800 以上の自治会については、2 名のクリーン推進員を配置することができるように変更した。その後、平成 26 年度からは、概ね 500 世帯以上の自治会については、2 名の配置を可能とした。

任期は 2 年で市長からの委嘱により活動している。

クリーン推進員は各自治会から推薦され、主に「ごみの正しい分別の啓発」、「不法投棄の抑止」、「まちの美化対策の推進」など、地域からのいろいろな情報の提供や清掃事業に対する意見・提言を行っている。

平成 26 年 4 月からは、クリーン推進員校区連絡会議の積極的な活動を支援するため、総会や研修会に係る対象経費を補助するクリーン推進員総会等補助金の制度化を図った。

クリーン推進員総会等補助金実績

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総会	7校区	8校区	5校区	2校区	3校区	3校区	2校区

3. まちの美化対策

(1) クリーンステーション運動の推進

各地域におけるごみステーションの改善と美化意識の向上を図るため、自治委員、クリーン推進員、班・組長、事業者等と協議しながら計画的な取組みを行っている。

排出マナーの悪いステーションについては、クリーン推進員と連携を図り持続的な指導を行い、排出マナーの向上を図るとともに、状況によっては早朝の排出指導を行っており、毎年 10 月には「ごみ出しマナーアップ推進月間」として、ごみステーションへの早朝排出指導を清掃指導員が積極的に行っている。

また、ごみステーションには出されているが、収集日以外のごみや、分別が出来ていないごみ及び、市が収集しないごみについては、「違反シール」を貼る等により、正しいごみの出し方の呼びかけ指導をしている。

平成 26 年度から市民の環境美化意識及びごみ分別意識の高揚を図り、もってごみ減量及びリサイクルの推進を図るため、ごみステーションを管理する自治会に対し、ごみステーション設置等補助金制度を新設した。

また、平成 27 年度からは、ごみステーションに設置する被せネットの支給も開始した。

ごみステーション設置等補助事業 補助実績

年度 補助事業		H30	R1	R2	R3	R4	R5
ごみステーション設置	交付件数	65	67	61	64	39	50
	補助額(千円)	7,004	6,367	6,322	6,882	3,914	4,837
ごみステーション改修	交付件数	26	27	40	30	25	28
	補助額(千円)	944	1,264	1,195	933	1,086	1,169
被せネット等購入	交付件数	31	22	15	5	6	9
	補助額(千円)	66	49	31	13	16	24
計	交付件数	122	116	116	99	70	87
	補助額(千円)	8,014	7,680	7,548	7,828	5,016	6,030

被せネット支給実績

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
枚数	948	934	1,089	1,107	938	923

(2)郵便局による不法投棄の情報提供

不法投棄の情報提供を目的として、平成 13 年に「大分市郵政まちづくり協議会」と「廃棄物の不法投棄に関する協定」を締結した。

平成 17 年の野津原町、佐賀関町との合併を経て市域が拡大していることなどから、平成 26 年 6 月 30 日に日本郵便株式会社と「不法投棄の情報提供に係る協力活動に関する協定」を締結した。

家庭ごみ有料化制度の開始により不法投棄を危惧する声があることなどを踏まえ、郵便局が持つネットワークと配達員の機動性に着目し、連携協力する中で、不法投棄の早期発見と未然防止を目指している。

(3)「ごみの不法投棄防止強化月間」行事

毎年 11 月を「ごみの不法投棄防止強化月間」と定め、この期間中、横断幕の掲示による不法投棄防止の呼び掛け、一斉パトロールや投棄物の撤去、その他広報活動により不法投棄防止運動を展開している。

(4)きれいにしようえおいた推進事業

平成 16 年度より、モデル事業として里親制度(アダプトプログラム)によるボランティア清掃活動を開始した。

初年度は、5 団体を選定し、モデル的に実施し様々な問題点等の解消にあたり、平成 17 年度からは全市域を対象に活動団体を公募し、日本一きれいなまちづくりを目指した活動を展開している。

活動団体には、清掃用具の貸与及びごみ袋等の支給による活動支援を行っている。

また、平成 29 年 4 月 1 日より「不法投棄監視ネットワーク事業」、「ポイ捨て等防止パトロール団体」と事業統合し、市民の健康及び生活環境に支障を及ぼす恐れのある不法投棄を未然に防止するため、市民と行政とが協働して監視等を行い、情報を共有することにより、清潔で美しいまちづくりを目指している。

活動団体数(登録人数)	262 団体(8,498 人)
-------------	-----------------

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(5)大分市ごみ拾いパートナー登録制度

地域の環境美化に取り組む方のために、平成 26 年 4 月から大分市ごみ拾いパートナー登録制度を開始した。

この制度に登録し、大分市内の公共の場所において、ボランティアで清掃する個人または団体に対し、収集したごみを「ごみステーションに排出する場合」や「ごみ処理施設に直接持ち込む場合」に使用できるボランティア専用袋を交付している。

活動団体数(登録人数)	932 団体(16,547 人)
-------------	------------------

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(6)ポイ捨て等の防止に関する条例にかかる事業

平成 18 年 7 月に「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」が施行され、平成 19 年 1 月からは罰則適用も開始されており、中心市街地のポイ捨て防止等強化区域内ではごみが減少してきている。

しかし、依然として違反者が後を絶たない状況であり、特に強化区域内では指定喫煙所以外での喫煙違反、強化区域外ではたばこの吸い殻等のポイ捨てや飼い犬のふんの放置が見かけられ、この条例がまだ市民全体に浸透していないことも窺えることから、今後も、引き続き啓発活動等を行うことにより、条例の周知を図っていく。

また、土地区画整理事業により大きく街の姿が変わりつつある大分駅南地区を強化区域に指定し、多くの市民が集う広場等の快適な環境の確保を目指す。(ポイ捨て防止等強化区域図参照)

(条例の内容)

□ 禁止行為及び制限等

- ・たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て(市内全域)
- ・飼い犬のふんの未回収(公共の場所)
- ・指定喫煙所以外での喫煙(強化区域内)

□ 勧告及び過料

- ・強化区域内:過料の徴収
- ・強化区域外:改善勧告し、従わない場合は事実の公表

□ 努力義務

- ・歩きたばこはしない(市内全域)
- ・配布したビラやチラシ等が散乱した場合は回収する(公共の場所)

□ 市民等の責務

- ・屋外で自ら生じさせたごみは、持ち帰るか、ごみ箱に入れる。
- ・屋外では、飼い犬のふんは放置しない。
- ・地域の美化活動に積極的に参加し、ごみの散乱のない美しいまちづくりを推進する。
- ・市が実施する施策に協力する。

□ 事業者の責務

- ・事業所の周辺や事業活動を行う地域での市民等への意識の啓発や清掃活動を行う。
- ・容器飲料を販売する場合は、回収容器を設置し、適正に管理する。
- ・市が実施する施策に協力する。

□ 市の責務

- ・ポイ捨て等の防止のための施策を策定、実施する。
- ・ポイ捨て等の防止のための市民等・事業者への意識の啓発と自主的な活動を支援する。

○ポイ捨て等の防止に関する条例違反に係る実績

ポイ捨て等の防止に関する条例の施行後、強化区域内においてポイ捨て防止等指導員による巡回パトロールを行っている。

また、条例施行前の平成 18 年 6 月から、強化区域内の 2 箇所にて定点調査を行い、通行量とごみ量(ごみの種別は、たばこの吸い殻、空き缶、空き瓶、ペットボトル、紙パック類、チューインガム、ビラ、チラシ類、その他)の調査を行っている。

※ ポイ捨て防止等指導員 6 名 (2 人 1 組で 3 班に分かれて巡回)

※ 定点調査は隔月で 5 日間(午前・午後)連続して実施している。(19 年度までは毎月実施)

監視・指導報告書集計結果（令和6年3月末実績）

ポイ捨て等の防止に関する条例違反に係る実績報告について
【総括表】 監視・指導報告書 集計結果

（ ）内は過料適用者件数

H19年度	2,160人 うち過料適用者			57件			月平均			180人		
	H19/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反者数	176人	175人	187人	151人	159人	173人	183人	178人	208人	200人	191人	179人
過料適用者数	(2)	(0)	(6)	(5)	(3)	(6)	(9)	(4)	(5)	(3)	(6)	(8)
パトロール回数	66回	68回	67回	62回	64回	65回	66回	66回	63回	66回	68回	68回
違反者数／回数	2.7人	2.6人	2.8人	2.4人	2.5人	2.7人	2.8人	2.7人	3.3人	3.0人	2.8人	2.6人

H20年度	1,502人 うち過料適用者			56件			月平均			125人		
	H20/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反者数	183人	152人	144人	129人	149人	141人	141人	121人	99人	64人	84人	95人
過料適用者数	(8)	(2)	(3)	(7)	(6)	(10)	(3)	(4)	(3)	(3)	(3)	(4)
パトロール回数	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回
違反者数／回数	2.7人	2.2人	2.1人	1.9人	2.2人	2.1人	2.1人	1.8人	1.5人	0.9人	1.2人	1.4人

H21年度	959人 うち過料適用者			31件			月平均			80人		
	H21/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反者数	103人	106人	77人	60人	83人	84人	90人	72人	59人	81人	69人	75人
過料適用者数	(6)	(1)	(4)	(2)	(1)	(3)	(3)	(2)	(3)	(4)	(1)	(1)
パトロール回数	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回
違反者数／回数	1.5人	1.6人	1.1人	0.9人	1.2人	1.2人	1.3人	1.1人	0.9人	1.2人	1.0人	1.1人

H22年度	820人 うち過料適用者			37件			月平均			68人		
	H22/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反者数	65人	74人	87人	90人	60人	70人	63人	70人	60人	60人	63人	58人
過料適用者数	(3)	(3)	(4)	(4)	(8)	(3)	(2)	(3)	(0)	(2)	(2)	(3)
パトロール回数	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回
違反者数／回数	1.0人	1.1人	1.3人	1.3人	0.9人	1.0人	0.9人	1.0人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人

H23年度	773人 うち過料適用者			45件			月平均			64人		
	H23/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反者数	62人	72人	67人	69人	63人	59人	86人	82人	60人	46人	58人	49人
過料適用者数	(6)	(2)	(1)	(4)	(1)	(6)	(3)	(5)	(6)	(3)	(6)	(2)
パトロール回数	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回	68回
違反者数／回数	0.9人	1.1人	1.0人	1.0人	0.9人	0.9人	1.3人	1.2人	0.9人	0.7人	0.9人	0.7人

H24年度	464人 うち過料適用者			29件			月平均			39人		
	H24/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反者数	42人	48人	36人	38人	47人	48人	45人	25人	28人	36人	34人	37人
過料適用者数	(1)	(0)	(1)	(7)	(4)	(6)	(1)	(1)	(0)	(1)	(6)	(1)
パトロール回数	68回	60回	58回	60回	64回	62回	64回	62回	64回	62回	64回	66回
違反者数／回数	0.6人	0.8人	0.6人	0.6人	0.7人	0.8人	0.7人	0.4人	0.4人	0.6人	0.5人	0.6人

H25年度	428人 うち過料適用者			8件			H25.7.20強化区域を追加			月平均			36人
	H25/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
条例違反者数	39人	50人	29人	33人	32人	38人	37人	38人	30人	30人	27人	45人	
過料適用者数	(2)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	
パトロール回数	64回	66回	64回	62回	64回	64回	64回	62回	64回	58回	66回	68回	
違反者数／回数	0.6人	0.8人	0.5人	0.5人	0.5人	0.6人	0.6人	0.6人	0.5人	0.5人	0.4人	0.7人	

H26年度	925人 うち過料適用者			28件			H26.4.1 強化区域を追加			月平均			78人
	H26/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
条例違反者数	32人	70人	76人	112人	93人	93人	87人	60人	73人	80人	79人	70人	
過料適用者数	(2)	(3)	(0)	(6)	(2)	(0)	(6)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	
パトロール回数	64回	102回	98回	100回	86回	90回	100回	88回	92回	88回	89回	88回	
違反者数／回数	0.5人	0.7人	0.8人	1.1人	1.1人	1.0人	0.9人	0.7人	0.8人	0.9人	0.9人	0.8人	

H28年度	518人 うち過料適用者 24件										月平均	43人
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反者数	43人	23人	46人	58人	46人	50人	44人	56人	41人	32人	38人	41人
過料適用者数	(3)	(2)	(2)	(1)	(2)	(3)	(6)	(0)	(0)	(1)	(3)	(1)
パトロール回数	94回	94回	94回	94回	94回	94回	92回	94回	94回	92回	94回	94回
違反者数/回数	0.5人	0.2人	0.5人	0.6人	0.5人	0.5人	0.5人	0.6人	0.4人	0.3人	0.4人	0.4人

H29年度	345人 うち過料適用者 7件										月平均	29人
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反者数	35人	31人	39人	27人	37人	26人	33人	23人	26人	23人	23人	22人
過料適用者数	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)
パトロール回数	94回	92回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	92回	90回	92回	94回
違反者数/回数	0.4人	0.3人	0.4人	0.3人	0.4人	0.3人	0.4人	0.2人	0.3人	0.3人	0.3人	0.2人

H30年度	602人 うち過料適用者 28件										月平均	55人
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反者数	62人	54人	52人	44人	60人	58人	64人	56人	45人	36人	38人	33人
過料適用者数	(3)	(3)	(1)	(2)	(0)	(8)	(2)	(4)	(1)	(0)	(3)	(1)
パトロール回数	94回	92回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回
違反者数/回数	0.7人	0.6人	0.6人	0.5人	0.6人	0.6人	0.7人	0.6人	0.5人	0.4人	0.4人	0.4人

R1年度	455件 うち過料適用件数 23件										月平均	39件
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反件数	44件	37件	44件	38件	31件	47件	45件	37件	40件	37件	27件	28件
過料適用件数	(2)	(2)	(1)	(1)	(3)	(3)	(4)	(2)	(1)	(2)	(1)	(1)
パトロール回数	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回
違反件数/回数	0.5件	0.4件	0.5件	0.4件	0.3件	0.5件	0.5件	0.4件	0.4件	0.4件	0.3件	0.3件

R2年度	559件 うち過料適用件数 50件										月平均	39件
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反件数	43件	41件	46件	38件	41件	47件	67件	65件	53件	40件	35件	43件
過料適用件数	(5)	(1)	(3)	(4)	(3)	(2)	(7)	(10)	(5)	(5)	(2)	(3)
パトロール回数	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回
違反件数/回数	0.5件	0.4件	0.5件	0.4件	0.4件	0.5件	0.7件	0.7件	0.6件	0.4件	0.4件	0.5件

R3年度	418件 うち過料適用件数 31件										月平均	34件
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反件数	45件	38件	39件	33件	29件	27件	31件	43件	36件	27件	29件	41件
過料適用件数	(4)	(1)	(4)	(1)	(2)	(1)	(1)	(3)	(2)	(5)	(4)	(3)
パトロール回数	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回
違反件数/回数	0.5件	0.4件	0.4件	0.4件	0.3件	0.3件	0.3件	0.5件	0.4件	0.3件	0.3件	0.4件

R4年度	550件 うち過料適用件数 26件										月平均	46件
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反件数	60件	44件	48件	53件	33件	42件	44件	62件	40件	43件	46件	35件
過料適用件数	(2)	(2)	(4)	(3)	(2)	(0)	(2)	(0)	(2)	(4)	(2)	(3)
パトロール回数	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回
違反件数/回数	0.6件	0.5件	0.5件	0.6件	0.4件	0.4件	0.5件	0.7件	0.4件	0.5件	0.5件	0.4件

R5年度	598件 うち過料適用件数 23件										月平均	50件
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条例違反件数	50件	64件	52件	32件	46件	40件	62件	55件	55件	43件	53件	46件
過料適用件数	(0)	(4)	(3)	(1)	(0)	(0)	(4)	(4)	(2)	(2)	(3)	(0)
パトロール回数	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回	94回
違反件数/回数	0.5件	0.7件	0.6件	0.3件	0.5件	0.4件	0.7件	0.6件	0.6件	0.5件	0.6件	0.5件

定点調査 集計結果（令和6年3月末現在）

ポイ捨て等の防止に関する条例違反に係る実績報告について

【総括表】 定点調査 集計結果

平成18年度	18/6	7月	8月	9月	10月	11月	12月	19/1	2月	3月	合計
たばこの吸い殻	1,510	685	686	476	407	467	340	308	248	281	5,408
空き缶	29	40	31	28	19	25	11	14	14	17	228
空き瓶	6	6	9	7	11	8	6	2	5	3	63
ペットボトル	10	9	11	14	14	19	7	6	7	9	106
紙バック類	44	13	43	35	50	34	18	28	19	28	312
チューインガム	58	12	30	45	43	33	47	39	37	25	369
ビラ、チラシ類	92	35	51	29	52	53	46	40	29	48	475
その他	705	368	395	286	275	339	263	170	226	222	3,249
ごみ総計	2,454	1,168	1,256	920	871	978	738	607	585	633	10,210

平成19年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	20/1	2月	3月	合計
たばこの吸い殻	315	266	273	205	214	183	235	142	140	179	214	241	2,607
空き缶	23	17	22	17	19	12	30	7	13	16	25	25	226
空き瓶	6	11	6	7	6	3	12	1	4	6	4	4	70
ペットボトル	7	14	13	7	21	6	16	3	7	7	3	9	113
紙バック類	17	27	17	13	26	17	24	11	20	17	25	23	237
チューインガム	32	27	26	37	23	32	25	19	30	37	49	33	370
ビラ、チラシ類	63	39	57	53	87	59	41	21	68	61	59	65	673
その他	199	159	273	249	194	139	157	107	167	181	178	198	2,201
ごみ総計	662	560	687	588	590	451	540	311	449	504	557	598	6,497

平成20年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	302	265	166	225	121	176	1,255
空き缶	16	12	20	19	12	16	95
空き瓶	7	0	2	3	4	7	23
ペットボトル	6	9	4	5	1	8	33
紙バック類	154	101	53	33	32	14	387
チューインガム	51	33	43	34	36	42	239
ビラ、チラシ類	26	21	36	48	31	53	215
その他	151	140	143	173	74	91	772
ごみ総計	713	581	467	540	311	407	3,019

平成21年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	84	80	82	63	89	65	463
空き缶	8	3	9	12	5	7	44
空き瓶	4	0	0	0	1	1	6
ペットボトル	1	2	4	2	3	2	14
紙バック類	16	1	13	7	4	8	49
チューインガム	34	22	31	15	10	18	130
ビラ、チラシ類	42	32	32	25	24	12	167
その他	88	63	74	104	73	90	492
ごみ総計	277	203	245	228	209	203	1,365

平成22年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	84	70	85	41	44	38	362
空き缶	3	7	13	7	1	2	33
空き瓶	2	2	0	0	1	0	5
ペットボトル	4	6	9	2	0	1	22
紙バック類	7	4	4	1	2	0	18
チューインガム	18	2	0	0	2	0	22
ビラ、チラシ類	16	8	15	4	6	4	53
その他	89	99	113	87	75	42	505
ごみ総計	223	198	239	142	131	87	1,020

平成23年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	87	86	125	92	59	40	489
空き缶	2	6	8	6	3	4	29
空き瓶	2	0	1	2	0	0	5
ペットボトル	0	2	0	0	2	2	6
紙バック類	1	8	4	10	6	2	31
チューインガム	4	7	5	3	2	4	25
ビラ、チラシ類	50	29	10	6	14	17	126
その他	100	88	130	85	72	73	548
ごみ総計	246	226	283	204	158	142	1,259

平成24年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	118	120	107	84	92	59	580
空き缶	2	1	12	6	1	7	29
空き瓶	0	1	0	2	3	0	6
ペットボトル	1	4	5	3	1	0	14
紙バック類	5	6	5	8	12	8	44
チューインガム	11	2	8	12	7	6	46
ビラ、チラシ類	8	18	20	9	8	12	75
その他	128	115	73	76	89	70	551
ごみ総計	273	267	230	200	213	162	1,345

平成25年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	73	67	133	82	88	124	567
空き缶	11	1	10	3	2	6	33
空き瓶	13	0	0	1	0	0	14
ペットボトル	7	3	2	2	2	4	20
紙バック類	1	8	10	0	15	8	42
チューインガム	2	4	9	5	6	7	33
ビラ、チラシ類	7	15	15	12	16	10	75
その他	105	87	128	67	91	94	572
ごみ総計	219	185	307	172	220	253	1,356

平成26年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	92	89	87	46	55	61	430
空き缶	7	4	3	2	1	3	20
空き瓶	1	2	1	1	0	0	5
ペットボトル	1	2	3	5	1	6	18
紙バック類	4	6	4	0	1	4	19
チューインガム	3	2	1	4	2	16	28
ビラ、チラシ類	12	17	11	10	12	10	72
その他	95	121	105	73	62	83	539
ごみ総計	215	243	215	141	136	169	1,119

平成27年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	100	125	52	125	84	89	575
空き缶	2	3	2	6	0	2	15
空き瓶	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	1	0	0	1	2
紙バック類	5	11	4	0	0	3	23
チューインガム	4	3	1	13	8	10	39
ビラ、チラシ類	16	17	3	17	23	15	91
その他	149	114	103	241	80	96	783
ごみ総計	278	273	159	402	195	216	1,523

平成28年度	5月	8月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	70	80	116	92	86	110	554
空き缶	6	6	2	2	0	2	18
空き瓶	0	0	0	1	0	0	1
ペットボトル	1	2	0	1	1	0	5
紙バック類	3	0	3	1	0	1	8
チューインガム	8	4	10	5	4	6	37
ビラ、チラシ類	12	9	9	45	12	50	137
その他	135	152	126	114	13	124	664
ごみ総計	235	253	255	261	240	293	1,537

平成29年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	46	47	57	49	55	81	335
空き缶	3	0	0	1	1	0	5
空き瓶	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	1	1	1	2	1	0	6
紙バック類	2	1	0	0	4	0	7
チューインガム	4	3	11	4	11	21	54
ビラ、チラシ類	17	12	11	10	9	5	64
その他	96	77	105	89	98	85	550
ごみ総計	169	141	185	155	179	192	1,021

平成30年度	5月	8月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	36	37	51	60	33	46	263
空き缶	0	1	4	0	2	0	7
空き瓶	0	0	0	0	3	0	3
ペットボトル	0	0	1	1	4	2	8
紙バック類	0	0	12	0	0	7	19
チューインガム	1	1	3	10	13	4	32
ビラ、チラシ類	5	20	13	24	19	10	91
その他	104	83	71	62	52	51	423
ごみ総計	146	142	155	157	126	120	846

令和元年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	52	34	39	35	30	33	223
空き缶	0	1	1	4	3	1	10
空き瓶	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	1	1	2	2	1	0	7
紙バック類	2	0	0	3	11	1	17
チューインガム	1	0	2	3	8	3	17
ビラ、チラシ類	5	2	8	10	10	11	46
その他	138	59	99	92	81	83	552
ごみ総計	199	97	151	149	144	132	872

令和2年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	29	34	29	15	31	27	165
空き缶	1	3	6	2	2	0	14
空き瓶	1	0	0	1	0	1	3
ペットボトル	0	1	0	0	0	0	1
紙バック類	0	0	1	2	0	0	3
チューインガム	1	2	1	2	0	1	7
ビラ、チラシ類	0	1	4	1	7	7	20
その他	70	64	66	52	39	44	335
ごみ総計	102	105	107	75	79	80	548

令和3年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	43	45	24	34	29	52	227
空き缶	1	1	0	1	0	2	5
空き瓶	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	1	0	1	0	1	1	4
紙バック類	1	1	0	0	0	0	2
チューインガム	6	1	2	2	1	3	15
ビラ、チラシ類	6	5	4	4	5	0	24
その他	108	72	70	72	60	59	441
ごみ総計	166	125	101	113	96	117	718

令和4年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	66	84	90	65	78	44	427
空き缶	0	2	0	3	0	1	6
空き瓶	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	1	1	1	2	1	0	6
紙バック類	2	0	0	0	1	1	4
チューインガム	5	0	3	3	4	1	16
ビラ、チラシ類	7	14	3	2	33	9	68
その他	85	100	114	90	97	61	547
ごみ総計	166	201	211	165	214	117	1,074

令和5年度	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計
たばこの吸い殻	87	65	74	41	68	38	373
空き缶	1	0	0	0	1	2	4
空き瓶	0	0	1	0	0	1	2
ペットボトル	0	0	0	0	0	3	3
紙パック類	0	0	0	0	0	0	0
チューインガム	14	5	3	4	2	2	30
ビラ、チラシ類	28	14	6	7	5	1	61
その他	125	78	58	59	46	24	390
ごみ総計	255	165	142	111	142	88	893

ポイ捨て防止等強化区域

